

10802P-00

2024

年度版

13年連続

TAC出版の  
社労士書籍は

売上No.1

よくわかる  
社労士

合格するための

過去10年

年  
本試験問題集

1 労基・安衛・労災

TAC社会保険労務士講座・編著

合格テキストに完全準拠!

科目別

項目別

過去問10年分で  
知識を完璧に!

1肢ごとにわかりやすい解説つきで知識が深まる!

しかも!  
速習に  
便利な



こたえシート  
かくすつき!

最新の  
改正情報は



順次  
公開!

TAC出版

TAC PUBLISHING Group

# はじめに

社労士試験は10科目と出題範囲も広く、また内容もかなり細かくなってきています。その結果、多くの受験生が学習の的を絞れずに困惑しているのが現状ではないでしょうか。ところが、過去10年間の試験問題を子細に分析・検討してみると、各科目とも、内容の類似した、極端な場合には全く同じ問題がくり返し出題されていることがわかります。したがって過去の出題傾向をしっかりと把握しておけば、ムダのない的を絞った学習が可能となるわけです。

以上のことを踏まえ本書は、過去10年間の本試験問題を、科目ごとに項目別に「一問一答形式」にまとめました。ここ最近の択一式試験では、「組合せ問題」や正解の個数を選ばせる「個数問題」も出題されていますが、一問一答形式で学習を進めていけば、どのような出題方式にも対応しうる力をつけることができます。また、選択式問題では、本試験の出題形式のまま載せてありますので、実践的な演習が行えます。

さらに、本書の解説においては、過去問を「解く」だけでなく、あわせて確認しておきたい「ポイント」や「プラスα」の知識も充実させました。また、同シリーズの『合格テキスト』と併用していただくと、より学習効果が高まります。

以上のような特徴をもった本書を学習することにより、「社労士本試験において何が求められているか」を明確につかむことができ、自信をもって本試験に臨むことができるはずです。

受験生の皆さんが本書を利用され、限られた学習時間を少しでも有効に活用されて、所期の志を達成されることを心よりお祈りいたします。

2023年9月

**TAC社会保険労務士講座  
教材制作チーム一同**

本書は、2023年9月5日現在において公布され、かつ、2024年本試験実施要綱が発表されるまで施行されることが確定しているものに基づいて作成しております。

なお、2023年9月6日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが、施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、2024年2月上旬より、小社ホームページにて「法改正情報」を順次公開いたします。

TAC出版書籍販売サイト「サイバーブックストア」

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

# 本書の構成と効果的な活用法

## 本書の構成要素

令和5年度の本試験問題を各項目の冒頭に掲載し、最新の本試験傾向が把握しやすい構成となっています。

その他は年度に関係なく、同シリーズの『合格テキスト』にあわせて順に掲載しています。

### 【問題のレベル表示の見方】

#### ✳️キホンマーク

✳️マークのある問題は、テキストを一読した直後に取り組みやすいキホン問題です。いきなり10年分は、ハードルが高いと感じる方は、まずはこのマークがある問題から進めていきましょう。

#### 🔍難問マーク

この問題は、最初は解けなくても不安になる必要はありません。解説をみて、最終的に解けるようになることを目標に進めていきましょう。

### 1 労働条件の原則、労働基準法の適用

#### 問題1

100-1

105-4E

労働基準法第10条にいう「使用者」は、企業内で比較的地位の高い者として一律に決まるものであるから、同法第9条にいう「労働者」に該当する者が、同時に同法第10条にいう「使用者」に該当することはない。

#### 問題8

100-1

105-4E

法人に雇われ、その従業員の家庭において、その家族の指揮命令の下で家事一般に従事している者については、法人に使用される労働者であり労働基準法が適用される。

#### 問題6

100-1

109-5F

労働基準法第5条に定める強制労働の禁止に違反した使用者は、「1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金」に処せられるが、これは労働基準法で最も重い刑罰を規定している。

#### 問題7

100-1

122-10

強制労働を禁止する労働基準法第5条の構成要件に該当する行為が、同時に刑法の暴行罪、脅迫罪又は監禁罪の構成要件にも該当する場合は、労働基準法第5条違反と暴行罪等とは、法条競合の関係（吸収関係）にあると解される。

#### 問題8

100-1

106-1B

労働基準法第6条は、業として他人の就業に介入して利益を得ることを禁止しており、その規制対象は、使用者であるか否かを問わないが、処罰対象は、業として利益を得た法人又は当該法人のために実際の介入行為を行った行為者たる従業員に限定される。

### 【出題年度と問題番号の見方】

全問、出題年度と問題番号つきです。年度マークの見方は次のとおりです。

H30-1A 平成30年の択一式、問1のA肢で出題

H30-選 平成30年の選択式で出題

※出題年度・問題番号に「改」と表示している問題は、法改正等により、一部改題が入っているものです。

なお、出題年度によって、年度マークを太字と細字で分けて表示しています。令和5年～平成29年の直近7年分は太字で強調(例H30-1A)。さらにさかのぼった8～10年前の問題(平成28～26年)は細字(例H26-3D)となっています。

※労働保険の保険料の徴収等に関する法律については、労働者災害補償保険法の間8～10、雇用保険法の間8～10に分けて出題されることから、以下のように表示しています。

H30-災8A 平成30年の択一式、労働者災害補償保険法、問8のA肢で出題

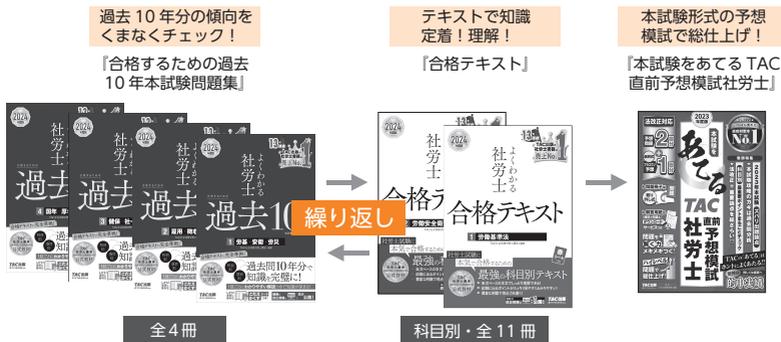
H30-雇8A 平成30年の択一式、雇用保険法、問8のA肢で出題



# よくわかる社労士シリーズの活用法

「よくわかる社労士」シリーズは、社労士試験の完全合格を実現するための、実践的シリーズです。過去10年分の本試験傾向を網羅的につかめる『合格するための過去10年本試験問題集』と、条文ベースの本文で確実に理解することができる『合格テキスト』を中心としたシリーズ構成で、常に変化していく試験傾向にも柔軟に対応できる力を身につけていくことができます。

## 学習の流れ



## 社会保険労務士試験の概要

### 試験概要・実施スケジュール

受験案内配布	4月中旬～
受験申込受付期間	4月中旬～5月下旬(令和5年は4月17日～5月31日) ※インターネット申込み、または郵送申込み
試験日程	8月下旬(令和5年は8月27日)
合格発表	10月上旬(令和5年は10月4日)
受験料	15,000円

### 主な受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学若しくは高等専門学校(5年制)を卒業した者(専攻の学部学科は問わない)

行政書士となる資格を有する者

※詳細は「全国社会保険労務士会連合会試験センター」のホームページにてご確認ください。

## 試験形式

選択式	8問出題(40点満点〈1問あたり空欄が5つ〉) 解答時間は80分 文章中の5つの空欄に、選択肢の中から正解番号を選び、マークシートに記入します。
択一式	70問出題(70点満点) 解答時間は210分 5つの選択肢の中から、正解肢をマークシートに記入します。

## 合格基準

合格基準について、年度により多少の前後がありますが、例年総得点の7割程度となります。それぞれの試験における総得点の基準と、各科目ごとの基準との両方をクリアする必要があります。

**参考** 令和4年度本試験の合格基準

選択式：総得点27点以上、各科目3点以上

択一式：総得点44点以上、各科目4点以上

## 試験科目

科目名	選択式	択一式
労働基準法	2科目	7問
労働安全衛生法	混合問題で1問	3問
労働者災害補償保険法	1問	7問
雇用保険法	1問	7問
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	なし	6問
労務管理その他の労働に関する一般常識	1問	10問
社会保険に関する一般常識	1問	
健康保険法	1問	10問
厚生年金保険法	1問	10問
国民年金法	1問	10問

## 過去5年間の受験者数・合格者数の推移

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
受験申込者数	49,582人	49,570人	49,250人	50,433人	52,251人
受験者数	38,427人	38,428人	34,845人	37,306人	40,633人
合格者数	2,413人	2,525人	2,237人	2,937人	2,134人
合格率	6.3%	6.6%	6.4%	7.9%	5.3%

詳細の受験資格や受験申込み及びお問合せは  
「全国社会保険労務士会連合会試験センター」へ  
<https://www.sharosi-siken.or.jp>

# ● CONTENTS ●

- はじめに／iii
- 本書の構成と効果的な活用法／iv
- よくわかる社労士シリーズの活用法／vi
- 社会保険労務士試験の概要／vi

## 1 労基(労働基準法)

---

1 労働条件の原則、労働基準法の適用	4
2 労働条件の決定等	14
3 前近代的な労働関係の排除	20
4 労働契約の締結	30
5 労働契約の終了	36
6 賃金の定義・平均賃金	44
7 賃金の支払	52
8 賃金の保障	70
9 労働時間等に関する規定の適用除外及び労使協定	78
10 労働時間	82
11 変形労働時間制	88
12 休憩・休日	94
13 時間外及び休日の労働	98
14 割増賃金	102
15 みなし労働時間制	112
16 年次有給休暇	112
17 年少者の労働契約に関する規制	118
18 年少者の労働時間等	118
19 妊産婦等の就業制限	122
20 妊産婦の労働時間等	126
21 就業規則	128
22 監督機関	138
23 雑則、罰則	140
★ 選択式(労働基準法及び労働安全衛生法)	144

## 2 安衛(労働安全衛生法)

---

1	目的等	172
2	大規模事業場の安全衛生管理体制	182
3	小規模事業場又は危険有害作業における安全衛生管理体制	188
4	委員会	190
5	大規模作業の安全衛生管理体制	194
6	教育及び援助	198
7	事業者の講ずべき措置	198
8	元方事業者の講ずべき措置	202
9	特定機械等に関する規制	204
10	構造規格等の具備を要する機械等に関する規制	204
11	定期自主検査	206
12	危険・有害性が判明している物質に関する規制	208
13	危険・有害性が不明である物質に関する規制	208
14	就業制限等	210
15	安全衛生教育	212
16	健康診断の種類等	216
17	一般健康診断	218
18	記録の保存及び事後措置等	220
19	面接指導	222
20	心理的な負担の程度を把握するための検査等	226
21	監督組織等	228
22	雑則等	228

## 3 労災(労働者災害補償保険法)

---

1	適用	236
2	業務災害	242
3	通勤災害	276
4	給付基礎日額	290
5	保険給付の種類等	292
6	療養(補償)等給付	294
7	休業(補償)等給付	300
8	傷病(補償)等年金	302
9	障害(補償)等給付	308

10	介護(補償)等給付	316
11	遺族(補償)等年金	318
12	遺族(補償)等一時金	322
13	二次健康診断等給付	324
14	給付通則	326
15	社会保険との併給調整	334
16	支給制限・一時差止め	336
17	費用徴収	342
18	第三者行為災害による損害賠償との調整	348
19	民事損害賠償との調整	350
20	社会復帰促進等事業	350
21	社会復帰促進等事業(特別支給金)	358
22	特別加入の対象者	364
23	特別加入の効果	370
24	不服申立て	372
25	雑則等	374
★	選択式	382

○過去問検索索引 / 402

# 1 労基

## (労働基準法)

## 労働基準法

### 凡 例

- 法** →労働基準法
- 則** →労働基準法施行規則
- 女性則** →女性労働基準規則
- 寄宿程** →事業附属寄宿舎規程
- 派遣法** →労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
- 安衛法** →労働安全衛生法
- 労働時間等設定改善法**  
→労働時間等の設定の改善に関する特別措置法
- 厚労告** →厚生労働省告示〔平成12年以前：労働省告示(労告)〕
- 基発** →厚生労働省労働基準局長名で発する通達
- 発基** →労働基準局関係の労働事務次官名通達
- 基収** →厚生労働省労働基準局長が疑義に答えて発する通達
- 婦発** →厚生労働省女性少年局長名で発した通達

# 労基：目次

1	労働条件の原則、労働基準法の適用	4
2	労働条件の決定等	14
3	前近代的な労働関係の排除	20
4	労働契約の締結	30
5	労働契約の終了	36
6	賃金の定義・平均賃金	44
7	賃金の支払	52
8	賃金の保障	70
9	労働時間等に関する規定の適用除外及び労使協定	78
10	労働時間	82
11	変形労働時間制	88
12	休憩・休日	94
13	時間外及び休日の労働	98
14	割増賃金	102
15	みなし労働時間制	112
16	年次有給休暇	112
17	年少者の労働契約に関する規制	118
18	年少者の労働時間等	118
19	妊産婦等の就業制限	122
20	妊産婦の労働時間等	126
21	就業規則	128
22	監督機関	138
23	雑則、罰則	140
★	選択式(労働基準法及び労働安全衛生法)	144

## 労基：択一式出題ランキング

1位 賃金の支払(35問)

1位 就業規則(32問)

3位 労働条件の原則、労働基準法の適用(27問)

# 1 労働条件の原則、労働基準法の適用

## 最新問題

**問題 1**  労働基準法第10条にいう「使用者」は、企業内で比較的地位の高い者として一律に決まるものであるから、同法第9条にいう「労働者」に該当する者が、同時に同法第10条にいう「使用者」に該当することはない。  
R5-4E

## 過去問

**問題 1**  労働基準法は、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならないとしている。  
H27-1A



**問題 2**  労働基準法第1条は、労働保護法たる労働基準法の基本理念を宣明したものであって、本法各条の解釈にあたり基本観念として常に考慮されなければならない。  
H28-17

**問題 3**  労働基準法第1条にいう「人たるに値する生活」には、労働者の標準家族の生活をも含めて考えることとされているが、この「標準家族」の範囲は、社会の一般通念にかかわらず、「配偶者、子、父母、孫及び祖父母のうち、当該労働者によって生計を維持しているもの」とされている。  
H30-47

**問題 4**  労働基準法第1条にいう「労働関係の当事者」には、使用者及び労働者のほかに、それぞれの団体である使用者団体と労働組合も含まれる。  
R4-4A



**解答 1** × 法9条、法10条。法9条にいう労働者であっても、その者が同時にある事項について権限と責任を持っていれば、その事項については、その者が法10条の使用者となる場合がある。また、法10条の使用者は、企業内で比較的地位の高い取締役、工場長、部長、課長等の者から、作業現場監督員、職場責任者等といわれる比較的地位の低い者に至るまで、その権限と責任に応じて、あるいは特定の者のみが、あるいは並列的に複数の者が該当することとなる。

**解答 1** ○ 法1条1項。設問の通り正しい。

プラス  
α

労働者が人たるに値する生活を営むためには、その標準家族の生活をも含めて考えることとされている。

**解答 2** ○ 法1条、昭和22.9.13発基17号。設問の通り正しい。

**解答 3** × 法1条、昭和22.9.13発基17号、昭和22.11.27基発401号。標準家族の範囲は、その時その社会の一般通念によって理解されるべきものであるとされている。

**解答 4** ○ 法1条2項。設問の通り正しい。

プラス  
α

労働関係とは、使用者・労働者間の「労務提供－賃金支払」を軸とする関係をいい、その当事者とは、使用者及び労働者のほかに、それぞれの団体、すなわち、使用者団体と労働組合を含む。

**問題 5**

R3-1A



労働基準法第1条第2項にいう「この基準を理由として」とは、労働基準法に規定があることが決定的な理由となって、労働条件を低下させている場合をいうことから、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由があれば、同条に抵触するものではない。

**問題 6**

H26-10

労働基準法第9条にいう「事業」とは、経営上一体をなす支店、工場等を総合した全事業を指称するものであって、場所的観念によって決定されるべきものではない。

**問題 7**

H29-2㉗



同居の親族は、事業主と居住及び生計を一にするものとされ、その就労の実態にかかわらず労働基準法第9条の労働者に該当することがないので、当該同居の親族に労働基準法が適用されることはない。

**問題 8**

H29-2イ



法人に雇われ、その役職員の家庭において、その家族の指揮命令の下で家事一般に従事している者については、法人に使用される労働者であり労働基準法が適用される。

**解答 5** ○ 法1条2項、昭和63.3.14基発150号。設問の通り正しい。

**Point**

設問の規定(法1条2項)については、労働条件の低下が労働基準法の基準を理由としているか否かに重点を置いて判断するものであり、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由がある場合には、当該規定には抵触しない。

**解答 6** × 平成11.3.31基発168号。「事業」とは、工場、鉱山、事務所、店舗等のように一定の場所において関連する組織の下に業として継続的に行われる作業の一体をいうのであって、必ずしもいわゆる経営上一体をなす支店、工場等を総合した全事業を指称するものではない。また、一の事業であるか否かは、主として**場所的観念**によって決定すべきもので、同一の場所にあるものは原則として分割することなく1個の事業とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業とすることとされている。

**解答 7** × 法116条2項、昭和54.4.2基発153号。同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、かつ、事業主の指揮命令に従っていることが明確であり、就労の実態が他の労働者と同様であって、賃金もこれに応じて支払われている場合には、その同居の親族は、労働基準法上の労働者として取り扱われ、同法が適用される。

**Point**

同居の親族のみを使用する事業は、労働基準法の適用が除外されているが、同居の親族のほかにも1人でも労働者を使用する事業は、労働基準法の適用事業となる。

**解答 8** × 法116条2項、平成11.3.31基発168号。設問の者は、家事使用人に該当し、労働基準法は適用されない。

**プラス  
α**

[家事使用人]

- ・法人に雇われ、その役職員の家庭において、その家族の指揮命令の下で家事一般に従事している者は、労働基準法の適用が除外される「家事使用人」である。
- ・個人家庭における家事を事業として請け負う者に雇われて、その指揮命令の下に当該家事を行う者は、労働基準法の適用が除外される「家事使用人」に該当しない(労働基準法が適用される。)

**問題 9****H29-27**

何ら事業を営むことのない大学生が自身の引っ越しの作業を友人に手伝ってもらい、その者に報酬を支払ったとしても、当該友人は労働基準法第9条に定める労働者に該当しないので、当該友人に労働基準法は適用されない。

**問題10****H29-21**

株式会社の取締役であっても業務執行権又は代表権を持たない者は、工場長、部長等の職にあつて賃金を受ける場合には、その限りにおいて労働基準法第9条に規定する労働者として労働基準法の適用を受ける。

**問題11****H29-5才**

医科大学附属病院に勤務する研修医が、医師の資質の向上を図ることを目的とする臨床研修のプログラムに従い、臨床研修指導医の指導の下に医療行為等に従事することは、教育的な側面を強く有するものであるため、研修医は労働基準法第9条所定の労働者に当たるとはしないとするのが、最高裁判所の判例の趣旨である。

**問題12****H30-4I**

いわゆるインターンシップにおける学生については、インターンシップにおいての実習が、見学や体験的なものであり使用者から業務に係る指揮命令を受けていると解されないなど使用従属関係が認められない場合でも、不測の事態における学生の生命、身体等の安全を確保する限りにおいて、労働基準法第9条に規定される労働者に該当するとされている。

**問題13****R4-1A**

労働基準法の労働者であった者は、失業しても、その後継続して求職活動をしている間は、労働基準法の労働者である。



**解答9** ○ 法9条、平成11.3.31基発168号等。設問の通り正しい。労働基準法上における労働者に該当するためには、「事業又は事務所(事業)に使用される者」であることが必要である。設問は「何ら事業を営むことのない」大学生の手伝いであることから、設問の友人は労働基準法上の労働者には該当せず、労働基準法は適用されない。

**解答10** ○ 法9条、昭和23.3.17基発461号。設問の通り正しい。

**解答11** × 最二小平成17.6.3関西医科大学附属病院事件。最高裁判所の判例では、設問の研修医の労働者性について、「臨床研修は、医師の資質の向上を図ることを目的とするものであり、**教育的な側面を有しているが**、そのプログラムに従い、臨床研修指導医の指導の下に、研修医が医療行為等に従事することを予定している。そして、研修医がこのようにして医療行為等に従事する場合には、これらの行為等は病院の開設者のための労務の遂行という側面を不可避免的に有することとなるのであり、**病院の開設者の指揮監督の下にこれを行ったと評価することができる限り**、上記研修医は**労働基準法9条所定の労働者に当たるもの**というべきである。」としている。

**解答12** × 法9条、平成9.9.18基発636号。いわゆるインターンシップについては、直接生産活動に従事するなど当該作業による利益・効果が当該事業場に帰属し、かつ、事業場と学生との間に**使用従属関係**が認められる場合には、当該学生は法9条の労働者に該当するものと考えられるものとされ、また同条の労働者に該当するか否かの判断は、個々の実態に即して行う必要があるとされている。したがって、設問のように、「使用従属関係が認められない場合でも、不測の事態における学生の生命、身体等の安全を確保する限りにおいて、労働基準法第9条に規定される労働者に該当する」とは解されていない。

**解答13** × 法9条。労働基準法上の「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。なお、労働組合法上の労働者の範囲には、失業者も含まれる。

2024年度版 よくわかる社労士  
合格するための過去10年本試験問題集1 労基・安衛・労災

発行日 2023年9月25日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (社会保険労務士講座)

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2023

管理コード 10802P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。